

期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外の場合であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

(2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者若しくは同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について別紙」の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

| 障害の区分 | | 障害の程度 |
|--------------------------|--|--|
| 視覚障害 | | 1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級 |
| 肢体不自由 | | 1級、2級の1及び2級の2 1級、2級及び3級の1 1級から3級までの各級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | | 1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) 移動機能障害 |
| 内部障害 | 心臓機能障害 じんぞうきのうじやう 呼吸器機能障害 ぼうきききのうじやう 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から3級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 |

(3) 障害者割引については、平成16年3月26日において、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、従前のとおり、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

2 徴収期間

換算起算日(平成7年3月30日)から30年間

道路建設課



長野県教育委員会訓令第2号

北佐久郡北御牧村立北御牧小学校
北佐久郡北御牧村立北御牧中学校
小県郡東部町立田中小学校
小県郡東部町立祢津小学校
小県郡東部町立和小学校
小県郡東部町立滋野小学校
小県郡東部町立東部中学校

平成16年4月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成16年3月25日

長野県教育委員会

平成16年3月31日において、現に北佐久郡北御牧村又は小県郡東部町の公立学校の校長、教員(教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第40条の規定により本職を免じ、東御市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

義務教育課